

このメールマガジンでは、福島労働局の「今」…重要なお知らせ、法改正の概要、報道発表資料、労働局等が開催するセミナーなど…をお届けします。
詳細は、ホームページの以下のリンク先をご覧ください。

重要なお知らせ

- 令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します!
～熱中症対策について労働安全衛生規則が改正されます(令和7年6月1日施行)～

厚生労働省では、職場における熱中症予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

厚生労働省は、労働災害防止団体などと連携し、事業場への熱中症予防に関する周知・啓発を行うほか、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを運営します。

- 熱中症を予防するため、
- ① 初期症状の把握から緊急時の対応まで

の体制整備

- ② 暑熱順化が不足していると考えられる者の事前把握及びきめ細やかな対応の実施
- ③ WBGT 値の把握及び測定結果に応じた適切な対策の実施

などに取り組みましょう。



【詳しくはこちら】(厚生労働省 HP)

職場における熱中症予防情報
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

働く人の今すぐ使える熱中症ガイド
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000011613_3_00001.html

自分でできる7つのこと
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/switch-on/>



○ 「賃上げ」支援助成金パッケージのご紹介

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金向上に向けた生産性向上の取り組みが支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
40円コース	40～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げを支援します。

非正規雇用労働者の賃上げ割合区分	助成上限額
3%以上4%未満の場合	40万円(3,300円)
4%以上5%未満の場合	50万円(4,200円)
5%以上6%未満の場合	65万円(5,200円)
6%以上の場合	75万円(6,300円)

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

コース区分	助成上限額
業務改善助成金(30円コース)	30～130万円
業務改善助成金(40円コース)	40～180万円
業務改善助成金(60円コース)	60～300万円
業務改善助成金(90円コース)	90～600万円

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

コース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
40円コース	40～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

コース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
40円コース	40～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

コース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
40円コース	40～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

生産性向上(設備・人への投資等)や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援します。

【各助成金について】

● **業務改善助成金**

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/oudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/03.html



● **キャリアアップ助成金(正社員化コース・賃金規定等改定コース)**

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html



● **働き方改革推進支援助成金**

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html>



● **人材開発支援助成金**

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



● [人材確保等支援助成金\(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース\)](#)

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199292_00005.html



● [特定求職者雇用開発助成金\(成長分野等人材確保・育成コース\)](#)

- ・ ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- ・ これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudu/koyou/kyufukin/tokutei_seichou_00008.html



● [早期再就職支援等助成金\(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース\)](#)

- ・ [雇入れ支援コース](#):事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805.html>



- ・ [中途採用拡大コース](#):中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160737_00001.html



● [産業雇用安定助成金\(スキルアップ支援コース\)](#)

在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00012.html



【「賃上げ」支援助成金パッケージ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html



【リーフレット】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001473894.pdf>



○ 両立支援等助成金のご紹介



ホーム

本文へ お問合わせ窓口 よくある御質問

Google カスタム検索

- テーマ別を探す
- 報道・広報
- 政策について
- 厚生労働省について
- 統計情報・白書
- 所管の法

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用環境・均等 > 職場における子育て支援 > 事業主の方へ > 両

子ども・子育て 両立支援等助成金のご案内

- 電子申請について
- お知らせ
- 仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主等のみなさまへ

仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主等のみなさまへ

中小企業事業主のみなさまへ 厚生労働省・都道府県労働局

2025(令和7)年度 両立支援等助成金のご案内

仕事と育児・介護等を両立できる職場環境づくりのために、以下の取組を行った中小企業事業主のみなさまを応援します！

- 男性の育児休業取得促進 >>> ① 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)
- 仕事と介護の両立支援 >>> ② 介護離職防止支援コース
- 円滑な育児休業取得支援 >>> ③ 育児休業等支援コース
- 産後代替者への手当支援等 >>> ④ 育児休業業務代替支援コース
- 育児期の柔軟な働き方支援 >>> ⑤ 柔軟な働き方選択制度等支援コース
- 仕事と不妊治療等の両立支援 >>> ⑥ 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース **NEW**

1 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

育児休業を取得しやすい雇用環境整備などを行い、男性労働者が育児休業を取得した場合に支給される助成金です。

種類	要件	支給額
① 第1種	対象労働者が子の出生後、日曜祝日内に育児開始	1人月 20万円 2人月 40万円 3人月 60万円
② 第2種	育児休業取得率の上昇率	育児休業取得率30%以上UP & 50%達成等

- おもな要件
- 第1種(男性労働者の育児休業取得)
 - ※育児・介護休業法第11条の6第1項第2号の要件を確保している
 - ※育児休業取得率(育児休業取得者数/育児休業取得可能な労働者数)が前年度に比べて30%以上UPかつ育児休業取得率50%以上
 - 第2種(男性の育児休業取得率の上昇率)
 - ※上記①の要件
 - ※以下のいずれかを満たす
 - A 申請年度の事業年度の男性労働者の育児休業取得率
 - B 申請年度の前年度で子が出生した男性労働者が5人未満かつ申請年度前年度と前々年度の男性労働者の育児休業取得率が70%以上

◎ 対象コース(※すべて中小企業事業主対象)

- ・出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)
- ・介護離職防止支援コース
- ・育児休業等支援コース
- ・育児中業務代替支援コース
- ・柔軟な働き方選択制度等支援コース
- ・不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース **NEW**

詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html



【リーフレット】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001472912.pdf>



○ 令和7年4月以降に教育訓練等を受ける場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できます

雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆さまへ

令和7年4月以降に教育訓練等を受ける場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できます

雇用保険の被保険者が正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合には、基本手当の受給資格決定日から7日間の待期間満了後1~3か月間(※)は基本手当を支給されません(「給付制限」といいます)。

令和7年4月以降にリ・スキリング等の教育訓練等を受けた(受けている)場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できるようになりました。

1. 給付制限が解除される基本手当を受給できる方(※)

2024年4月以降にリ・スキリング等の教育訓練等を受けた(受けている)場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できるようになります。

教育訓練等を受けた方 または 受ける方 は、ハローワークにご相談ください

- ① 給付制限が解除された基本手当を受給できる方(※)
- ② 2024年4月以降にリ・スキリング等の教育訓練等を受けた(受けている)場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できるようになります。
- ③ 給付制限が解除された基本手当を受給できる方(※)
- ④ 給付制限が解除された基本手当を受給できる方(※)
- ⑤ 給付制限が解除された基本手当を受給できる方(※)

2. 給付制限のイメージ

【教育訓練等を受けていない場合】

雇用保険の被保険者が正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合には、基本手当の受給資格決定日から7日間の待期間満了後1~3か月間(※)は基本手当を支給されません(「給付制限」といいます)。

令和7年4月以降にリ・スキリング等の教育訓練等を受けた(受けている)場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できるようになりました。

【教育訓練等を受けている場合】

令和7年4月以降にリ・スキリング等の教育訓練等を受けた(受けている)場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できるようになりました。

【教育訓練等を受けていない場合】

令和7年4月以降にリ・スキリング等の教育訓練等を受けた(受けている)場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できるようになりました。

【教育訓練等を受けている場合】

令和7年4月以降にリ・スキリング等の教育訓練等を受けた(受けている)場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できるようになりました。

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク LL070228801

3. 教育訓練等を受けた(受けている)場合の給付制限

雇用保険の被保険者が正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合には、基本手当の受給資格決定日から7日間の待期間満了後1~3か月間(※)は基本手当を支給されません(「給付制限」といいます)。

令和7年4月以降にリ・スキリング等の教育訓練等を受けた(受けている)場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できるようになりました。

【教育訓練等を受けていない場合】

令和7年4月以降にリ・スキリング等の教育訓練等を受けた(受けている)場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できるようになりました。

【教育訓練等を受けている場合】

令和7年4月以降にリ・スキリング等の教育訓練等を受けた(受けている)場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できるようになりました。

【教育訓練等を受けていない場合】

令和7年4月以降にリ・スキリング等の教育訓練等を受けた(受けている)場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できるようになりました。

このたび、「雇用保険法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第26号)の施行により、

令和7年4月以降にリ・スキリングのために教育訓練等を受けた(受けている)場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できるようになりました。

【雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆さまへ】

雇用保険の被保険者が正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合には、基本手当の受給資格決定日から7日間の待期間満了後1~3か月間(※)は基本手当を支給されません(「給付制限」といいます)。

※ 退職日が令和7年4月1日以降である場合は原則1か月、同年3月31日以前である場合は原則2か月です。

ただし、退職日から遡って5年間のうちに2回以上正当な理由なく自己都合退職し受給資格決定を受けた場合、給付制限は3か月となります。

また、自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇(重責解雇)された場合、給付制限は3か月です。

【令和7年4月以降に教育訓練等を受ける場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できます】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00045.html

【リーフレット】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001441564.pdf>



○ 令和6年(確定)の災害発生状況を取りまとめました

【福島労働局 HP】

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei.html

➤ 労働災害発生状況(確定)

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002209668.pdf>

➤ 労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除いた数値)(確定)

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002209672.pdf>

➤ 死亡災害発生状況(確定)

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002209674.pdf>

➤ 全産業死亡災害概要(確定)

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002209677.pdf>

○ 令和7年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを全国で実施しています ~ 学生アルバイトのトラブル防止のために ~



事業主のみなさんへ アルバイトの 労働条件を確かめよう！



チェックしてみましょう

- アルバイトを雇うときに、書面で労働条件を示していますか？
※労働者が希望した場合は、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です。
- 勤務シフトは適切に設定されていますか？
（学生の場合は、学業と両立できるように配慮していますか？）
- アルバイトについても労働時間を適正に把握していますか？
※条件を満たしたアルバイトに有給休職を付与していますか？
- アルバイトに、商品を強制的に購入させたりしていませんか？
- アルバイトの遅刻や欠勤に対してあらかじめ損害賠償額などを定めたりしていませんか？

1 実施期間

令和7年4月1日~7月31日

厚生労働省では、全国の大学生等を対象として、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施しています。

キャンペーン期間中、厚生労働省では、大学等での出張相談や、アルバイトを始める前に知っておいてほしいポイントをまとめたリーフレットの配布などを行いますので、これからアルバイトを始める、既にアルバイトをされている学生の方はもちろん、事業主の方もこの機会にぜひ、アルバイトの方の労働条件を確かめてみてください。

厚生労働省
令和7年4月14日(金)

協会名
労働基準局 労働条件改善課
労働条件企画管理課 小嶋 三智雄
企画管理課長 多田 翔一
(東京電話)33(2)5311(1)(内線)564
(西沢電話)03(3502)1599

令和7年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを全国で実施します

～学生アルバイトのトラブル防止のために～

2 重点的に呼びかける事項

- (1) 労働条件の明示
- (2) シフト制労働者の適切な雇用管理
- (3) 労働時間の適正な把握
- (4) 商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
- (5) 労働契約の不履行に対してあらかじめ損害賠償額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

【厚生労働省 報道発表資料】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_54645.html



【事業者のみなさんへ 労働条件を確かめよう！】(リーフレット)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001446331.pdf>



○ 労働保険の料率について

～雇用保険の料率が変わりました～

事業主・雇用者の皆さまへ
令和7(2025)年度 雇用保険料率のご案内

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になりました(農林水産・漁業協会の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります)。
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です)。

<令和7年度の雇用保険料率>
(赤字は変更部分)

対象の区分	労働者負担 失業給付等 の保険料率	事業主負担	失業給付1 等 の保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	19.5/1,000
農林水産・ 漁業協会の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	19.5/1,000

※ 国内の事業とは令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率
※ 建設サービス、牛馬の飼育、屠殺、養殖、肉用鳥養殖および特定の飼育を雇用する事業については一
般の事業の率の適用となります。

厚生労働省 ハローワーク

令和7年度から雇用保険率が改定されました。

令和7年度の労災保険率(第1種特別加入保険料率)、労務費率、第2種特別加入保険料率は令和6年度から変更はありません。

令和7年度の雇用保険の概算保険料は新しい料率で、令和6年度の確定保険料はこれまでの料率での申告をお願いします。

【雇用保険料率について】(リーフレット)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001401966.pdf>



○ ハローワークの支援内容をもっと知っていただくためのウェブサイト「ハローワーク特設サイト」を開設しています！



厚生労働省では、求職者を対象に、ハローワークの支援サービスを分かりやすく紹介した「ハローワーク特設サイト」を開設しました。

ハローワークは、求職と求人のマッチング支援を全国500か所以上で行っている国の機関です。

新たに開設したこの特設サイトでは、「仕事を探す人のハローから、フォローまで。」をキャッチコピーに、仕事を探している方や就職について悩みをお持ちの方が、ハローワークを気軽にご利用いただけるよう、ハローワークで受けられるサービス内容について説明しています。

引き続き、ハローワークでは、求職者に寄り添った手厚い支援サービスを実施していきます。

【ハローワーク特設サイト】

<https://www.mhlw.go.jp/hellowork/>



【ハローワークインターネットサービス】

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>



○ 福島県横編ニット製造業最低工賃が令和 7 年 5 月 1 日より変わりました！

福島県の最低工賃は、「電気機械器具等製造業」、「外衣・シャツ製造業」及び「横編ニット製造業」の3業種が定められています。

このうち、「横編ニット製造業」に従事する家内労働者に適用される最低工賃について、令和7年5月1日に改正発効されました。

【福島県横編ニット製造業最低工賃】

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002190828.pdf>



福島県横編ニット製造業最低工賃

福島県内で、横編ニット製造業に従事する家内労働者（内職者）に仕事を委託する者は、令和7年5月1日以後下記の金額以上の工賃を支払わなくてはなりません。

① 手動織機による編み立ての業務
次の表の日当り及び時当りの額に準じ、1単位につき、金額割に定める金額

品目	サイズ	単位	金額
丸首ニット	標準	1単位	789円
プルオーバー	標準	1単位	940円
カーディガン	標準	1単位	937円
総計			1,101円

② リンキングマシンによるかぎりの業務
次の表の日当り、時当り及び時当り単位の額に準じ、1単位につき、金額割に定める金額

品目	サイズ	単位	金額
丸首ニット	標準	1単位	282円
プルオーバー	標準	1単位	312円
カーディガン	標準	1単位	446円
総計			495円

③ オーバーロックマシンによる縫製の業務
次の表の日当り、時当り及び時当り単位の額に準じ、1単位につき、金額割に定める金額

品目	サイズ	単位	金額
丸首ニット	標準	1単位	92円
プルオーバー	標準	1単位	106円
カーディガン	標準	1単位	118円
総計			131円

④ 手かがり（糸始末を含む）の業務
次の表の日当り、時当り及び時当り単位の額に準じ、1単位につき、金額割に定める金額

品目	サイズ	単位	金額
丸首ニット	標準	1単位	167円

最低工賃・案件が別に関する場合は、福島労働局 賃金室（福島市管理1-66 0294-539-6004）または、お近くの労働基準監督署へ

福島労働局からのご案内（5/2 定例報告会）

○ 令和6年4月定例報告会資料

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_02748.html

雇用失業情勢（令和7年3月分）

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002229754.pdf>

福島労働局からのお知らせ

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002229759.pdf>

報道発表（4/1~5/1）

○ 令和7年4月発表資料

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/houdou_00108.html

- ▶ 4/17 労働安全衛生法違反被疑事件を書類送検
- ▶ 4/10 「くるみん認定」認定通知書交付式を開催します
- ▶ 4/10 いわき署管内の建設工事現場に表彰状を交付
- ▶ 4/9 須賀川署管内の建設工事現場に表彰状を授与

イベント情報 随時更新中（4/1~5/1）

○ 令和 7 年4月発表 **NEW**

▶ 4/10

[ハローワーク郡山で4月24日\(木\)、5月8日\(木\)、5月27日\(火\)に「職業訓練&ジョブ・カード説明会」を開催します。](#)

▶ 4/7

[ハローワーク白河で4月21日\(月\)に「ハロートレーニング\(職業訓練\)説明会」を開催します。](#)

○ 各ハローワーク等のイベント情報

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_01878.html

▶ 県内の各ハローワークのイベント情報

ハローワーク福島	ハローワークいわき
ハローワーク会津若松	ハローワーク郡山
ハローワーク白河	ハローワーク須賀川
ハローワーク相双	ハローワーク二本松

▶ その他窓口のイベント情報

福島わかものハローワーク	福島新卒応援ハローワーク
郡山新卒応援ハローワーク	ハローワーク郡山 マザーズコーナー

新着情報 随時更新中 (4/1~5/1)

▶ 5/1 [「ハロートレーニングスケジュール令和7年度 春号」を更新しました](#)

▶ 4/30 [「障害者雇用相談援助事業」の認定事業主を更新しました](#)

▶ 4/7 [石川地方職業相談室の電話工事のお知らせ](#)

▶ 4/7 [伊達市地域職業相談室の電話工事のお知らせ](#)

▶ 4/7

[ハローワーク白河で4月21日\(月\)に「ハロートレーニング\(職業訓練\)説明会」を開催します](#)

フォトレポート (4/1~5/1)

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_02746.html



左より 岡田福島労働局長
株式会社環エスアール工業 取締役 清水 里佳子 様

▶ 4/17 [「くるみん認定」認定通知書交付式を開催しました](#)

